

御船町農業委員会会議録

平成 30 年 12 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 12 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 10 日（月）午後 3 時 30 分から 4 時 30 分
2. 場 所 御船町第 2 分庁舎 大会議室
3. 主席委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番	藤本	隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番	田端	幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	藤岡	雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番	山本	富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番	竹崎	幸雄

最適化推進委員 8 名 参加
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 53 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 54 号 農地法第 4 (3) の規定による非農地申請について
 - 9 議案第 55 号 農地利用最適化推進に関する指針について
 - 10 報告第 17 号 「耕作証明書」発行について
 - 11 報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項合意解約について
 - 12 報告第 19 号 非農地証明について
 - 13 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日お忙しい中、今年最後の農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。農業委員さん・最適化推進委員さんには、大変お世話になりました。ありがとうございました。只今より平成30年12月の総会を始めさせていただきます。本日14名全委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん14名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の8名の出席をいただいております。只今より平成30年12月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。近頃まで暖かい日々が続いておりましたが、本日は、身にしみて寒さを感じております。これが普段の12月なんでしょうけど、今年は堪えますね。年を取ったからかもしれません。皆さん健康には十分注意されてください。又、師走になりますので飲む機会も多くなりますので、気をつけてください。さっそくではありますが、平成30年12月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。5番 荒木委員
6番 大西委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第50号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第50号 農地法第3条1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年12月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

議案 農地法第3条申請 2件案件がございます。

申請番号1については、8筆ございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：畑 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：畑 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇〇 〇〇。

1件目の申請は、田：5筆 畑：3筆 計△m²の申請です。

理由：3条許可所有権移転（町）です。

続きまして、申請番号2については、10筆ございます。

② 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：畑 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ △番 地目：田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇。

2件目の申請は、田：9筆、畑1筆 計10筆 面積△m²です。

理由：3条許可所有権移転（町）です。

今回3条の申請は、2件であります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。2件なのですが、大変筆が多かったようです。それでは、申請番号①番の許可要件等の説明をお願いいたします。ここは、私が担当でございますので

説明させていただきます。

1 番

先日、事務局と現地確認に参りました。これは親子間での生前贈与と言うことで申請が上がっております。親子間でありますので、息子〇〇さんが、定年退職されたのと、父も高齢であるため農作業が困難であるため、変わりに農地の管理を引き継ぐための贈与であります。この件につきましては、何も問題は無いと判断致します。ご審議の程をお願いいたします。(調査書・内容も十分ですので)

議 長
全委員
議 長

ご質問等があればお願いいたします。

ございません。

無いようですので、①番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可といたします。

続きまして、申請番号②番の内容の説明を 5 番委員お願いいたします。

5 番

はい、先日現地確認・内容確認へ参りました。〇〇さんは、ご高齢であります。自分では耕作は出来ないと判断され〇〇さんとは、親戚関係であるため、ほとんど〇〇さんの農地で耕作されております。全部事項利用要件としては、すべて要件を満たしておりますので何ら問題は無いと判断致します。田中登さんは、認定農家さんでありますので、問題ないと思われまますので審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見等があればお願いいたします。

全委員
議 長

ありません。

無いようでございますので、この案件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。

続きまして、議案第 51 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 51 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 30 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早

苗。次のページをご覧ください。今月の4条申請は1件であります。申請番号①

土地の所在地

① 大字〇〇字〇〇△番 地目：畑 面積△m²。

申請者の住所・氏名

大字〇〇△ 〇〇 〇。

転用目的：個人住宅

4条県許可分です。

議長 はい、ありがとうございます。ここの担当は、12番委員お願いいたします。

12番 はい、現地確認へ参りました。場所から説明いたします。8ページをご覧ください。〇〇の仮設住宅から入りまして、〇〇公民館のそばになります。農地区分としては、第1種農地となります。面積は△m²です。転用目的は、熊本地震による自宅が被災したため、個人住宅建設であります。6ページへ戻ってください。申請地は第1種農地ではありますが、集落に接続しているため、例外的に転用が出来るかと判断しております。周囲も宅地化しております。一般基準の検討項目1から10までの項目につきましては、適当と判断されます。排水関係も問題ないと判断されます。11ページをご覧ください。写真がございしますが、地目は畑となっておりますが、転用する以前に農業用施設として利用していたためこのような状況となったので、始末書を添付していただいております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様の審議のほどをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。熊本地震による自宅が被災したため、個人住宅建設で申請が、あがりまして。今の案件につきましてご意見・質問等がある方お願いいたします。

しばらくして、意見がないようですので、この案件につきまして許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。では続きまして、議案第52号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします

事務局 はい、7ページをご覧ください。

議案第52号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年12月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。次のページをご覧ください。今回は3件5筆申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△

(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△

(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲 田2筆△m²

理由5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△

〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇。

転用目的：宅地分譲 田2筆△m²。

理由：5条所有権移転であります。

③ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△ 地目原野 面積△m²のうち一部△m²。

貸人住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇 他5名

借人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△

(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：風力発電施設風況調査

理由：5条賃借権設定であります。（県許可）となります。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。3件です。まず、申請番号①番です。①番の担当12番委員より許可要件等の説明をお願いいたします。

議案第52号受付番号①

(株)〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

7 番 はい、資料の 16 ページをご覧ください。現地確認へ参りました。場所としては、以前〇〇があった裏の農地であります。農地区分は第 3 種農地であります。面積は田 2 筆で、△㎡であります。13 ページへお戻りください。転用目的は、宅地分譲用地です。とても便利の良い所ではあります。周囲でも宅地化されているところでもあります。18 ページの現地写真をご覧ください。転用地の手前に農地は残りますが、同意は得られているようであります。一般基準ですが、1 から 10 までの項目に該当するものは、適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断されます。給排水・雨水の件も同意は得られております。入口ですが、〇〇からも入れるのですが、申請としては、16 ページを見ていただくと、〇〇から出入りするのが、基本となっております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断されます。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、質問等はございませんか。

しばらくして、無いようですので、この案件に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号②番、担当の 5 番委員説明をお願いいたします。

議案第 52 号 申請番号②番

〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

4 番 はい、現地確認へ参りました。場所から説明しますと、〇〇の真裏になります。ここは第 3 種農地で都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であるため宅地化が進んでいる地域であります。面積としては、田 2 筆△㎡であります。転用目的としては、宅地分譲であります。25 ページをご覧ください。今年には耕作されておられませんでした。一般基準です。1 から 10 までの項目に該当する項目については適当と判断致します。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 今、5 番委員より説明がございましたが、意見等はございませんか。

無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いた

だけの方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当の10番委員であります。貸人〇〇他5名となっておりますが、この中に3番委員も関係しておられますので、この案件に対しては、退席していただければなりません。良い機会でありますので紹介いたします。御船町農業委員会会議規則第11条委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくは、配偶者については審議に参列することは出来ない。と規定されております。申し訳ありませんが、退席をお願いいたします。担当の10番委員をお願いいたします。

議案第52号 申請番号③番

(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

10 番

場所から説明いたします。

説明資料の30ページをご覧ください。先日現地確認へ参りました。申請地は、〇〇から200mほど先に〇〇がございます。そこから入った西側に行った所が今回の申請地であります。再生可能エネルギーによる発電施設の開発等を行っており、風が強い地域を選定し、地権者の合意を得て農地法第5条申請に至りました。面積は△m²のうち△m²を一時転用する計画であります。期間として1年間観測する計画であります。観測後シュミレーションを行い事業として成り立つと判断できれば、農山漁村再生可能エネルギー法による農地転用を行い、風力発電売電事業を考えておられます。

一般基準ですが、1から10までの項目にしても適当と判断いたします。今回は一時転用でありますので、9番の一時転用である場合のその妥当性は、適当と判断致します。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今の案件について、意見や質問等がございましたらお願いいたします。

意見がないようですので、この案件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第53号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、9ページをご覧ください。

議案第53号

農業基盤強化促進法第18条第1項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成30年12月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。議案書10ページから11ページにかけて今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。14件申請があります。面積の合計のみ読み上げます。田合計が39,812㎡、畑に関してはございませんでしたので、合計も39,812㎡です。12ページをご覧ください。再設定の申請であります。今回は5件出ております。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計9,706㎡、畑の合計が561㎡であります。合計が10,267㎡となっております。続きまして、議案書13ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成30年12月10日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成30年第12回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は343,573㎡畑の累計は、57,772㎡。田畑合計で401,345㎡となっております。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案54号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第54号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を求める。平成30年12月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。次の16ページをご覧ください。非農地承認通知一覧表の案を掲載しております。非農地申請が11月に1件申請がございました。

土地の所在：〇〇町大字〇〇字〇〇△

地目：畑 面積：△m²。所有者：〇〇 〇〇。11月29日に〇〇地区委員 5番委員、8番委員、推進9番委員で現地確認いたしました。現地は山林化しており、現場に行くまでの道も無い状況でありました。3名の判断としては、非農地として認められる判断をされました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。現地確認された5番委員代表で意見などございましたらお願いいたします。

5 番

現地確認へ参りましたが、道も無く、現地を見たところ山林化しており雑木等が生い茂っております。農地へ戻ることは無いと判断致します。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局及び委員からの説明がございました。この案件に対して承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認し、県・及び法務局・本人へ通達いたします。続きまして、議案第55号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、17ページをご覧ください。

議案第55号

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用最適化の推進に関する指針について承認を求める。平成30年12月10日提出 御船町農業委員会
富田 早苗。

次の18ページから21ページまで指針を掲載しております。こちらにつきましては、前回の総会時に内容の説明をさせていただきます。説明は割愛させていただきます。本日は、本指針の策定について承認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、本指針の策定につきまして、説明がございました。この件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いただきました。それでは、報告第17号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書22ページをご覧ください。

報告第17号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 30 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会。23 ページから 26 ページ 4 件の耕作証明書を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。報告ですので各自確認をお願いいたします。続きまして、報告 18 号を提案いたします事務局よりお願いいたします。

事務局

はい、27 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 30 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会。28 ページから 30 ページに記載しております。今回は 5 件報告がありましたので報告いたします。理由としては、貸人の都合による合意解約・農地の転用にて解約であります。内容は各自確認しておいて下さい。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。各委員にて確認しておいて下さい。お願いいたします。続きまして、報告第 19 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、31 ページをご覧ください。

報告第 19 号 非農地証明書を発行したので、報告する。平成 30 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会。32 ページをご覧ください。1 件非農地証明願が提出されました。現地を 11 月 22 日に確認しに参りました。非農地証明願を発行しております。確認をお願いいたします。

議 長

はい、これも報告でありますので、確認はしておいて下さい。続きまして、その他へ参ります。事務局お願いいたします。

事務局

・御船町農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領についての説明。

次月の総会は、1 月 10 日時間については案件次第この第 2 分庁舎会場で行います。

議 長

他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 12 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

5 番

⑩

6 番

⑩